

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の 指定に関する基礎調査結果を公表します

堺市では、令和5年5月26日（金）に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）に基づき、規制区域を指定するために必要な基礎調査を行いましたので、同調査の結果を以下のとおり公表します。

同法は盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、危険な盛土等を規制するもので、今回の基礎調査は同法に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼす可能性がある区域を規制区域として指定するために実施したものです。

調査の結果、市域全域を宅地造成等工事規制区域の候補区域とします。また、令和6年7月1日（月）に規制区域として指定を予定しています。規制区域指定後は、区域内において盛土規制法の対象となる盛土等を行う場合、あらかじめ本市の許可が必要になります。

### 1 宅地造成及び特定盛土等規制法

盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」として抜本的に改正されました。

### 2 宅地造成等工事規制区域

宅地造成等工事規制区域の指定の対象となる区域は、盛土等に伴う災害が生じるおそれがある市街地や集落等、及びこれらに隣接・近接する区域（都市計画区域等）で、盛土等に関する工事について規制を行う必要がある区域です。国が示す基礎調査実施要領に基づき、都道府県・政令指定都市等が規制区域の候補区域を設定します。

### 3 基礎調査結果

宅地造成等工事規制区域（候補区域）：市域全域

### 4 規制区域指定日

令和6年7月1日（月）（予定）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 開発調整部 宅地安全課 電 話：072-228-7483 ファックス：072-228-7854
----------------------------	---